

第1章 水産業の振興に関する基本的な計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「水産業の振興に関する基本的な計画(以下「水産基本計画」という。)」は、平成15年4月1日に施行された「みやぎ海とさかなの県民条例(平成15年宮城県条例第48号。以下「県民条例」という。)」に掲げる基本理念の実現に向け、本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定する計画です。これまでに、第Ⅰ期計画(平成16年度～平成25年度)、第Ⅱ期計画(平成26年度～令和2年度)のもと、県民条例に掲げる基本理念の実現に向けて各種施策を展開してきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本県水産業は壊滅的な被害を受け、以降は水産業の復旧・復興に全力を注ぎ、第Ⅱ期計画では震災発災から10年目となる令和2年度までの復旧・復興の完結を目指し取り組んできました。その結果、漁業・養殖業に不可欠な漁船・養殖施設・共同処理場・荷揚げクレーン等の生産基盤、魚市場・冷凍冷蔵施設などの流通機能、水産加工業者の施設等、水産業を構成する主要な施設の復旧・復興は着実に進みました。

一方で、10年にわたる震災復興期間の終了後も継続しなければならない取組や、第Ⅱ期計画に取り組む過程で生じた新たな課題への対策が必要となったほか、海洋環境の変化による漁獲対象魚種の水揚量の減少、人口減少等による人手不足や国内市場の縮小、国による「水産政策の改革」や「スマート水産業の推進」、激甚化する自然災害への対応、世界的に取り組まれている持続可能な開発目標(SDGs)の推進や環境志向の高まりなど、水産業を巡る情勢が大きく変化したことを踏まえ、令和3年3月に水産基本計画(第Ⅲ期)を策定し、各種課題の解決に向けて取り組んできました。

しかし、第Ⅲ期計画策定以降、観測史上類を見ない海水温の上昇、水揚げ量の減少、物価高騰の継続のほか、福島第一原子力発電所事故に伴う多核種除去設備等処理水(以下「処理水」という。)の海洋放出が開始されたことにより、一部の国・地域で禁輸措置が講じられ、県内の水産・輸出関係事業者に影響が生じるなど、水産業を取り巻く環境は厳しさが増えています。

こうした状況を踏まえ、新たに対応すべき課題が生じていることから、計画策定から5年目を迎えるに当たり、中間見直しを行いました。

2 水産基本計画(第Ⅲ期)の位置付け等

(1) 水産基本計画(第Ⅲ期)の位置付け

水産基本計画(第Ⅲ期)は「県民条例に基づく計画」であり、県民条例の基本理念の実現を目指します。同時に、県政運営の基本的な指針を示す総合計画「新・宮城の将来ビジョン(令和3年度～令和12年度)」の分野別計画、内水面漁業に関する事項については「内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)」第10条の規定に基づく県計画として位置付けます。

(2) 計画の期間・目標年度

水産基本計画(第Ⅲ期)は令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年の計画とします。

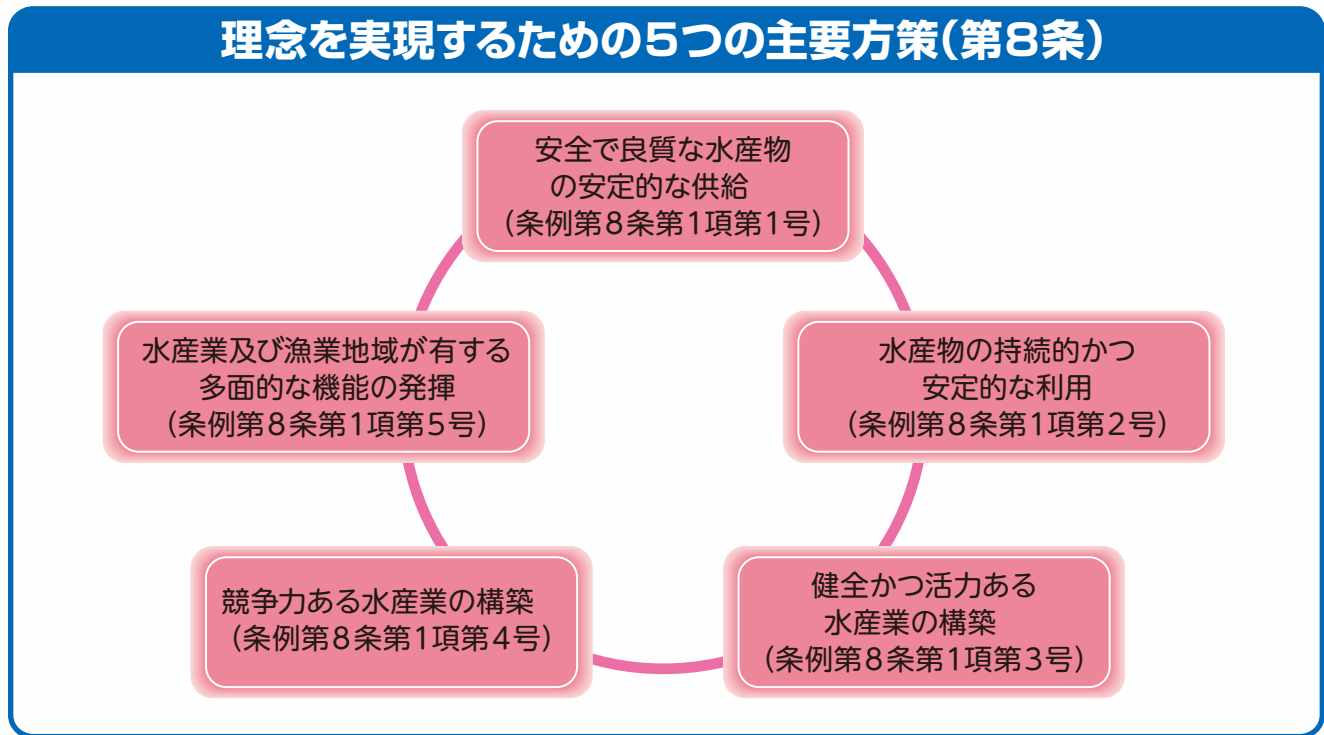
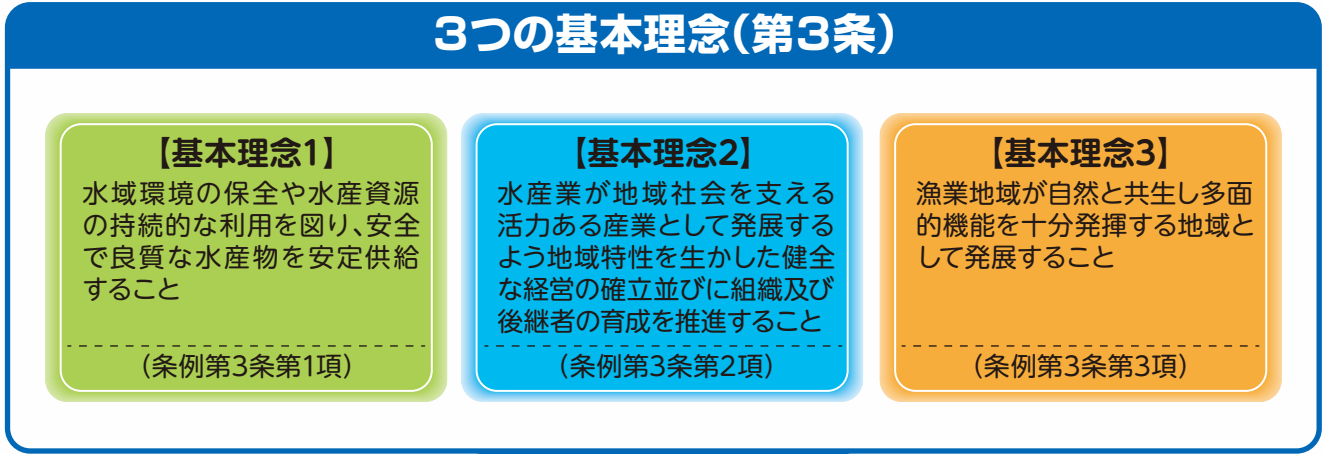
(3) 計画策定の根拠となる県民条例の基本理念と主要方策

1) 県民条例の目的 (第1条)

この条例は、水産業の振興について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それにより水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的としています。

2) 基本理念と主要方策 (第3条、第8条)

県民条例では水産業の振興に向けて3つの基本理念と5つの主要方策を定めています。



(4) 計画に掲げた施策の推進体制

施策の展開に当たっては、県、市町村、水産業関係者等及び県民が相互に連携・協力しながら推進します。また、食・文化・観光などの多様な分野や国が進める水産政策の改革等との連携を図るとともに、連携の在り方については、政策推進の基本方向として示していきます。

(5) 講じた施策の公表

講じた施策の実施状況等については、毎年度結果を公表します。

③ 復旧・復興が進んだ宮城の水産業

(1) 全国屈指の宮城の水産業

宮城県は全国屈指の水産県です。沿岸地域は県の中央部に突出した牡鹿半島を境に、北は複雑に海岸線が入り組んだリアス海岸、南は平坦な砂浜海岸が仙台湾を形成するなど、地形的な変化に富んでおり、ノリ、カキ、ワカメ、ホヤ、ホタテガイ、ギンザケなどの養殖業やサケ、タラ、カレイなどを対象とした刺網漁業、小型底びき網漁業などの漁船漁業が盛んです。また、沖合は親潮と黒潮が交わる生産性の高い海域であり、金華山・三陸沖漁場は世界3大漁場としても有名です。さらに、本県には143の漁港と9か所の水産物産地卸売市場があり、気仙沼市、石巻市、塩釜市、女川町、南三陸町は、沿岸・沖合・遠洋漁業の基地であるとともに、魚市場などの流通機能や水産加工業等関連産業が集積する水産都市を形成しています。

(2) 復旧・復興が進んだ宮城の水産業を次世代に

宮城の水産業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けましたが、第Ⅱ期計画期間中に復旧・復興に取り組み、産業規模はおおむね震災前の水準まで回復しました。

今後は水産基本計画(第Ⅲ期)のもと、これまで宮城の水産業が果たしてきた沿岸地域の重要な基幹産業という役割と豊かな自然環境を守り、次世代に残していく必要があります。